

議案第97号

藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年11月29日提出

平成30年11月29日可決

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市福祉医療費支給に関する条例（昭和50年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「合計額」の次に「（次条第1項第2号に該当する者であつて、受療の際に社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）を提示しなかったものにあつては、第1号及び第3号から第5号までに掲げる額の合計額）」を加え、同項第3号中「当該保険外併用療養費を控除した額（入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額を除く。）」を「ア及びイに掲げる額（次条第1項第2号に該当する者であつて、受療の際に減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額）を控除した額」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該保険外併用療養費

イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額

ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

第2条第3項第4号中「当該療養費を控除した額（入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額を除く。）」を「ア及びイに掲げる額（次条第1項第2号に該当する者であつて、受療の際に減額認定証を提示しなかったものにあ

っては、アからウまでに掲げる額)を控除した額」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該療養費

イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額

ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

第3条第1項第1号中「次号」を「第3号」に改め、「。以下「子ども」という」を削り、同項第5号中「(第2号に該当する児童を除く。)」を削る。

第4条第2項中「監護している者」を「監護しているもの」に改める。

第5条第1項中「前条第2項」を「なお、前条第2項」に改める。

第6条の見出し中「受給資格者証」の次に「及び減額認定証」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1項第2号に該当する支給対象者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額の助成を受けるには、ともに減額認定証を提示しなければならない。

第7条第2号中「更正医療」を「更生医療」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1項第2号に該当する受給資格者であって、受療の際に減額認定証を提示しなかったものにあつては、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額を控除した額を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。